

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省の「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童・生徒は年々増加しており、この10年間で、特別支援学校の数は約11%、児童・生徒数は約14.3%の増加が見られます。また、小・中学校等に設置される特別支援学級の数は、1.6倍、児童・生徒数は、2.1倍に増加しています。さらに、通級による指導を受けている児童・生徒数は約2.6倍に増えるなど、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっています。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠であります。また、今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そうしたことから我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要であります。

よって、政府においては、医療的ケアを含む特別支援教育が必要な子どもや様々な障害のある児童・生徒に対する的確な教育を実現するため、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを求めます。

1 特別支援教育支援員の適切な配置

障害のある児童・生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等、学校生活における日常動作の介助を行ったり、発達障害のある児童・生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援を行うこと。

2 特別支援教育コーディネーターの適切な配置

保護者や関係機関に対する学校の窓口や、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整、また、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする役割を担う特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援を行うこと。

3 看護師等の専門家の適切な配置

医療的ケアが必要な子どもや障害のある子どもへの支援を的確に実施するため、看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家を必要に応じて適切に配置するための支援を行うこと。

4 特別支援学校のセンター的機能の強化

各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるため、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取組を促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援を行うこと。

5 特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置

GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学校や特別支援学級において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するために、特別支援教育デジタル支援員（仮称）を配置するための支援を行うこと。

6 特別支援学校教諭免許状の取得支援

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%であるが、特別支援学校におけるさらなる教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得の支援や特別免許状の取得についても強力で推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年6月27日

三原市議会

文部科学大臣

財務大臣 あて